

平成28年度に実施した監査の結果を公表します。

大村市監査委員 高木邦彦
大村市監査委員 神近 寛

◎財務事務監査

実施期間 平成28年9月12日～平成29年2月24日

監査方法 関係書類や帳簿を抽出審査し、必要に応じて職員から事情を聴取し実施。

●監査結果

措置内容の順に掲載

収入事務

・大村モーターボート競走場の施設利用料について、建て替えに伴う使用料変更の規程改定手続きを行っていない。

支出事務

・「タインマーク坊や」の意匠利用料について収益的支出とすべきところ資本的支出として、5年分を全額前払いしている。

▼無形固定資産計上分は、今後費用化していく

契約事務

・出張所複写機貸借(再リース)について、債務負担行為を設定しないまま年度を超える契約を交わしている。

・農業後継者育成支援事業業務委託事務が適正に行われていない。

①連の業務であるにもかかわらず、期間を分けて2件にして契約している。

②仕様書を添付していない。
小中学校の修繕について、体の修繕で

あるにもかかわらず、分割発注し少額の随意契約としているものがある。

・施設貸借の契約書について、次年度以降も自動更新する旨の記載が部にある。

・東浦漁港および松原漁港の指定管理業務事務について、年度協定書に支払計画書が添付されていない。

▼今後は適正に処理する

・土地の賃貸借に係る契約事務が適正に行われていないものがある。

①契約金額を変更しているが、分割納入についての条項を変更していないため、契約条項に不整合が生じている。②相手方の会社名が記載されていない。

・オラレ志布志賃貸借の契約事務について、基本決裁のみで契約締結同を作成していない。

・契約書覚書について、管理者印、割印がないものがある。

▼是正した

・平成27年度高良谷牧場、東浦漁港、松原漁港の指定管理業務事務について、実施状況に関する自己評価が提出されていない月がある。

・毎月払いの契約書に規定した月次報告書が提出されていないものがある。

▼提出させる

補助金等交付事務

・大村市小学校区スポーツ大会開催費補助金交付事務が適正に行われていない。

①収支予算書に記載された収入支出の範囲が申請団体によって異なっている。②実績報告書の収支決算書の内容や領収書の審査が十分に行われていないまま補助金額を確定し交付

している。

▼今後は適正に処理する

・大村市小中学生九州全国国際大会遠征費に係る助成金事務が適正に行われていない。

①交付申請と実績報告を併合して行うため、申請時の添付書類である収支決算書に未確定の助成金の額を記載しなければならず、ほとんどの申請において補正を要するものとなっている。また、交付申請額が記載されていないものや誤ったものを受け付け交付決定しているものがある。

②実績報告書が期限内に提出されていないものがある。

▼要綱の見直しについて検討し、今後は適正に処理する

・農業大学校就学奨励事業について、補助金交付対象者の条件として卒業後に市内で就農することと規定しているが確認を行っていない。

▼確認した

・農林水産振興事業の一部について、補助金交付申請書の添付書類の計画の概要が別紙とされているが、当該別紙が添付されていない。

▼当該別紙を添付した

・長崎県中学校総合体育大会開催地補助金について、補助金交付要綱を制定せずに基本決裁により補助金を交付している。

▼交付要綱の制定を行う

その他の事務

・奨学金貸与事務が適正に行われていない。
①在学、成績証明書が封をされたままの状態になっており、確認していないものが多く見られる。②規則により

必要書類として所得証明書の提出を求めているが、源泉徴収票を提出させている。

▼①確認した②今後は適正に処理する

【監査結果および意見】

監査の結果、部において不適正な処理や改善を要する事項が見受けられた。改めてその根拠法令を確認するなど、必要な措置を講じられた。なお、補助金等交付事務において、実績報告書などの審査が十分でないものや交付要綱に対象経費の概括的な規定が少なく、基準があいまいなまま交付を行っているものなどが散見されているため、実効性のある取り組みに努められることを要望する。

◎財政援助団体等監査

実施期間 平成29年2月6日～24日

対象団体 一般財団法人 大村市文化スポーツ振興財団

監査方法

事業運営がその設立目的や、財団の定款および規程等に基づき適正に行われているか、また市から指定管理者として業務委託された施設は、関係法令等に基づき適切に管理運営されているかなどについて関係書類を抽出調査し、担当職員から事情を聴取するなどして実施。

【監査結果】

・スポーツ能力測定会開催運営委託業務契約について契約書に記載された仕様書が添付されていない。契約書に規定された契約保証人が立てられていない。また、前払金に係る規定と前受金の規定が整合していない。

・平成27年度自主事業について、国の補助事業実施に際し、会計規程に定められた手続きを経ないまま当該事業の実施費として外部団体から事業資金の短期借入れ(無利子)を行っており、正規の経理処理も行われていなかった。

▼今後は適正に処理する

概ね設立目的に沿った事業運営がなされているが、指摘事項など指定管理業務を含めた事務処理について今後留意されたい。

◎工事監査

実施期間 平成28年11月21日～12月7日

市立大村市民病院改築工事

・当初請負金額

6,066,816,840円

・請負業者 奥村和間瀬尾建設工事共同企業体

・担当課 福祉総務課

監査方法

協同組合総合技術士連合へ業務委託し書類審査および現場調査を実施した。

【監査結果】

工事関係書類は、適切に整理ができおり、現場の施工状況も良好であるとの評価を得ている。

一部工夫配慮が必要だったと思われる指導助言を確認し、今後も工事監理を適切に行っていた。

※紙面の都合により、要約内容を掲載しています。全文は、市ホームページで閲覧できます。